

質疑・答弁から

税条例の改正

問 条例を専決処分した理由は。

答 地方税法が、平成20年4月30日可決されたことにより専決処分しました。

問 専決処分できる場合として、地方自治法第179条第1項には4つの条件が設定されているが、どれに当たるのか。

答 「議会を開く時間がなく」ということで専決しました。

問 ふるさと納税制度では、寄附先は全国どこでもよいのか。

答 寄附先の特定はありません。どここの自治体に寄附しても良いことになっています。

問 今後、納税者の争奪

戦が始まる可能性があると思うが、どのような手立てを講じていくのか。

答 現在、どのようにするか検討しています。早急に制度化させたいと考えています。



他自治体のふるさと納税PRチラシ

問 個人住民税の特別徴収があるが、これをしない場合何かペナルティーがあるのか。

答 税条例は地方税法に基づくもので、法律を上げる条例はできません。条例がなくとも法律があるので、課税額は天引きされます。

ペナルティーはないと思います。

問 天引き対象者でも、それ以外の払いやすい方法を取ることはできないのか。

答 納期は条例で決められます。ただし、天引きについて、鞍手町はしないということはできません。

附属機関設置条例の改正

問 男女共同参画審議会の構成委員は。

答 学識経験者1名、各種団体から5名、学校代表1名、議会議員1名、それと公募委員男女各1名の計10名です。

男女の比率でどちらか一方が10分の4未満にならないようにしています。

問 学校統合の委員会にも公募を取り入れ、町民の声を聞く考えは。

答 検討委員会の構成は、議会議員2名、区長4名、学校関係2名、行政3名の15名です。

一般公募で、たくさんの人に入ってもらってはということもありましたが、なかなか難しいところがあります。



公募委員も参加した行革推進委員会

問 団体からの代表者は、トップではない人に出してもらおうようにするべきでは。

答 団体の代表者は、会の中から選んでいただ

くことにしたいと思えます。関係のある団体にお願いします。必ず会長さんということではありません。

問 2つの審議会の開始時期と回数、結論を出す時期は。

答 共同参画は、12月議会に条例を提案したいと思えますので、7月から9回を予定しています。

統廃合は、夏休み過ぎ頃から始め、その後地元説明会などを考えています。

問 統廃合は最初から一方の学校ありではなく、距離や建物の状況を含めて考えるのか。

答 どちらに統合するかということは、検討委員会で結論を出していただきます。現段階で学校を決めているということではありませぬ。そういう意見も含めて、今から検討して行きます。

母子家庭等医療費の支給に関する条例の改正

問 今回父子が入っているが、対象者の人数と1人暮らし寡婦の人数、予算は。

答 父子の人数は把握していません。1人暮らし寡婦は、71人です。

問 1人暮らし寡婦71人の医療費を切つて補助しないというのは、弱者切捨ての内容だと思つが、今後寡婦はどのように生活すればいいと考えているのか。

答 県は、全国で1人暮らし寡婦に助成をしているのが、他に4県のみであること、福岡県と同様の助成制度は福井県にあるが、そこでも母子家庭であった寡婦のみに助成をしているなどの理由で廃止としています。

廃止した分の財源は、乳幼児医療費に充てるといふことです。

問 人数の少ない父子を入れて、寡婦を切つてしまふ状況で本当にいいのですか。寡婦に対する助成なり、対策はないのか。

答 寡婦の方にも助成できればいいのですが、財源の問題があります。福祉に重きを置かなければいけないと思つますが、その中でも先ず乳幼児医療対象を引き上げ、寡婦は22年度をもって廃止で行きたいと思つます。

重度心身障害者医療費の支給に関する条例の改正

問 県の制度改正のとき、意見を言う場はないのか。

また、65歳以上自己負担を実施した場合、町として自己負担の補填は考えられないか。

答 前向きに検討するといふことをご理解ください。

保育所設置条例の改正

問 2つの法人から応募があつたので1園ずつになると思つていたが、2園とも1つの法人が受けることになつた理由があるのか。

答 2つの法人から応募がありました。1つの法人は2園とも受けず、他方は1園だけ受けますといふことでした。委員会では、これを条件とせず、良い法人を選ぶことにしました。

問 委員会の中で、2つを受ける法人を選ぶという方向を出していたのか。

答 行政から2つ受けることと全くと出していません。委員が意見を出し合い、採点をし、その結果2つ受けて頑張りますといふ法人に決まりました。

問 議会で可決されたのち協定書を結ぶことになるが、検討委員会では2園を必ず運営するよ

うに入れることになつていたが。

答 契約書案には、第三者への譲渡禁止、施設の目的外使用の禁止、違反があれば町へ返還し、それまでの費用は請求しないといふ項目を入れていきます。

問 譲渡禁止や目的外使用

用と2園の運営とは別物だと思つます。数年後には児童数が減るので、経営効率化のため2園を1園にする可能性があるが、どう思つるか。

答 先進地の事例などを勉強し、今言われたようなことも入れて、最終的に契約を結びます。

水道事業の設置等に関する条例の改正

問 上水処理に前処理ろ過装置を設けるための条例改正だが、装置を設置するのはいつ頃か。

答 今年、事業変更認可申請をします。来年6月頃、実施設計業務委託を発注する予定です。工事としては、22年から23年の2カ年を計画しています。



民間委託される剣第2保育所と西川第2保育所



前ろ過装置が設置される浄水場 (中山北区)

問 これによって、水道料金に影響すると思うが、どう考えているのか。

答 実施設計をして工事の方向性が出たのち、事業費、補助金などを算出しないと料金の目安ができません。継続検討課題としています。

平成19年度かんがい施設特別会計補正予算

問 今回の補正で利子が追加されているが、利子配当が付いている元本はいくらか。またその内訳として、定期預金がいくらで利率はいくらか、国債の総額はいくらか。

答 預金利子の元本は2億1553万2497円、預貯金の利息だけで86万5253円になり、30000円の追加です。

国債証券は、額面32億円の5年利付国債で、利息が1600万円です。

す。今回利息の追加が30万3436円です。

問 基金の元本は、土地開発公社に22億円を支払った残りになるはずであり、その中から1億6090万円が横領されたのならば、基金の金額には不足があるはずだが。

答 開発公社から22億円で購入した。かんがい基金から同額を引いた残りから、1億7090万円横領されたということです。

問 ここに計上されている利子は、元本にずれがあるわけだから利子自体も狂ってくるはずで、その金額とここにある額に差異があるのなら、間違った額が計上されているのでは。

答 地域支援課に担当者を行かせ、決算や基金について確認させましたが、求償権がありお金が完全に消えたわけではないので、予算上、決算上はこのままの処理で良いということです。

《かんがい施設維持管理運営基金》

平成19年度基金残高 3,269,610,689円

内訳		(単位:円)
JA直轄	定期	22,000,000
	定期	81,254,186
西日本シティ銀行	定期	60,000,000
日興コーディアル証券	国債	1,500,000,000
	国債	600,000,000
大和証券	国債	600,000,000
野村証券	国債	300,000,000
	国債	90,000,000
小計		3,253,254,186
償還損金		16,356,503
合計		3,269,610,689

かんがい施設維持管理運営基金の残高一覧表

問 求償権があるということだが、専決処分したものでも求償権は発生するのか。

答 今回横領された額について、損害賠償を求めるといえる権利はあるということです。

金額が確定し、それが入ってきた時点で歳入として受け入れることになります。

平成20年度国保特別会計補正予算

問 鞍手町では5年連続の繰り上げ充用で、額も雪だるま式に増えている。この自転車操業をいつまで続けるのか。

答 次年度以降、赤字解消に向けて努力したいと思っています。

問 繰り上げ充用では赤字額が出てこない、また財政健全化法の中に入っていない。

問 町民全体で取り組むべき問題と思うが、赤字決算をする考えは。

答 会計年度経過後に歳入が不足するときは、繰り上げ充用をして赤字部分に充てることになっていますので、赤字決算をすることはできないと思います。

問 このままでも財政健全化法の中で赤字として認識されるのか。

答 まだはっきりとした指針が示されていません。これから明らかになると思います。今後は県などの指導を仰ぎながら、推移を見守ることにしています。

鞍手町国民健康保険会計の決算状況

単位：千円

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
歳入総額	1,501,670	1,535,707	1,661,911	1,809,639	1,829,170	2,069,177
歳出総額	1,497,940	1,555,761	1,676,050	1,823,373	1,878,060	2,076,279
差引残額	3,730	△ 20,054	△ 14,139	△ 13,734	△ 48,890	△ 7,102
繰上充用額	0	0	20,054	34,193	47,927	96,817
累積赤字額	0	△ 20,054	△ 34,193	△ 47,927	△ 96,817	△ 103,919
基金残高	13,189	772	782	782	782	784

平成20年度
一般会計補正予算

問 隣保館の運営費で管理職職員特別勤務手当が上がっているがなぜか。

答 組織再編に伴って福祉人権課が隣保館の運営担当となり、児童福祉班の班長が管理職となったので、このようになっていきます。



隣保館の運営を担当する福祉人権課

問 隣保館には嘱託職員を含め臨時職員が4人おり、他の市町と比べても

多い。これらの職員が違う仕事をするので、町民は助かると思うが。

答 管理職手当について質問だと思います。福祉人権課の班長は、隣保館も担当していますし、保育所も女性政策も担当しています。グループ制により、今の班長は以前の課長職と同等の仕事分野を持っています。隣保館だけの職務で付いている管理職手当ではありません。

問 この補正は、職員の異動に伴う人件費が主なものと思うが、管理職手当や期末手当など含む手当全体の増減はどうだったのか。財政的にはどうだったのか。

答 人件費については、総額で317万9千円の増となっています。

問 住民は、課長が減ることによって財政効果があるものだと思う。しかし、実際は300万円以上の増額で

財政再建にはなっていない。庁舎のレイアウトを変えるのにいくら掛かったのか。

答 電算や電話の移設、備品の移動などに費用は掛かりましたが、今資料を持ち合わせていません。

問 課室局を統合し、財政再建をはかることが目的ではなかったのか。財政効果がないとすればこの統合はプラスになったのか。班として業務に当たり、複数で管理する効果はあると思うが、導入してよかったのか。

答 グループ制を施行して2カ月間が過ぎ、良くなったという課もあれば、スムーズに行かなくなったというところも一部あります。

今後検証して、悪いところは改め、より良いものにしていきたいと思えます。

百条委員会経過報告

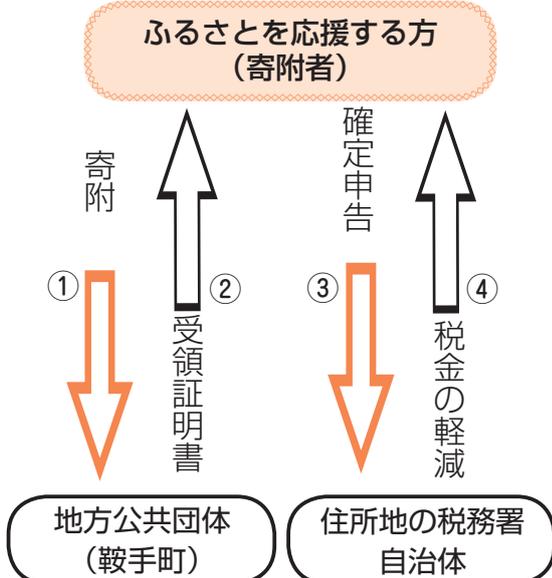
7月14日現在、百条委員会を4回開催しました。経過（概要）を報告をします。

- 第1回（6月17日）
百条委員会の方針、進め方などについて協議を行いました。
- 第2回（6月26日）
参考人として古野副町長を呼び、役場内調査委員会の調査の状況に関して質問を行いました。
- 第3回（7月7日）
参考人として篠原前町長、田中元収入役、古野前監査委員を呼び、基金の運用や決裁、監査の方法や状況などに関して質問を行いました。
- 第4回（7月14日）
証人として梶原元会計収納対策課課長補佐を召喚し、公金横領の事実確認や動機、横領の方法、横領したお金の使途などについて尋問を行いました。

以上が、第4回目までの経過（概要）です。

※百条委員会は、原則公開であり傍聴できます。当日受付をしますので、開催日や傍聴については、議会事務局にお尋ねください。

【ふるさと納税制度のイメージ】



納税者が、鞍手町などの地方自治体に5,000円を超える寄附（ふるさと納税）をした場合に、5,000円を越える部分について、個人住民税の所得割額のおおむね1割を限度として、住所地で納める翌年度の個人住民税や所得税から税額控除を受けることが出来ます。（確定申告の際、鞍手町が発行する受領証明書が必要です）